

USPTO、新料金の最終案及び 2013 年度の料金を公表

2012 年 9 月 17 日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は、改正特許法 (America Invents Act、いわゆる AIA) に対応した新料金の最終案¹ 及び、物価上昇に対応した 2013 年度の料金² を公表した。

新料金の最終案³ は、今年 2 月に公表された素案⁴ とその後の PPAC (Patent Public Advisory Committee、特許諮問委員会) によるヒアリング、そしてユーザから提出された意見を勘案して提示されたものであり、今後若干の変更はあり得るが大幅な変更は考えにくい。

また、物価上昇に対応した 2013 年度の料金は、特許法 41 条 (f) に基づいて USPTO が定めるもの。

新料金の最終案を俯瞰すると、2 月の素案と比較して全体的に料金が下げられている。特に、出願関係、補充審査、査定系再審査、当事者系レビュー、最初の継続審査請求 (RCE) 等の料金が下げられている⁵。維持年金については、特許維持期間が長くなるほど年金額が上がる点に変更はない。

なお、査定系再審査や補充審査など、新料金の最終案に提示されているものであっても、2012 年 9 月 16 日から施行されるものについては、当該最終案が確定され施行されるまでは、当面は物価上昇に対応した 2013 年度の料金が適用されることに留意する必要がある。

(了)

¹ [9 月 6 日付官報](#) (PDF) 参照。

² [9 月 5 日付官報](#) (PDF) 参照。

³ [新料金についての説明](#) (PDF)。[新料金の一覧表](#) (PDF)。

⁴ 2012 年 2 月 13 日付 NY 発知財ニュース：[USPTO、特許付与後レビュー等の施行規則案、新料金案を公表](#) (PDF) 参照。

⁵ 素案時から料金が上がっている項目はわずか。そしてその上げ幅も微少。